平成２１年（フ）第３４９号
大阪府泉南市樽井７丁目33番23号
債務者　黒野　泰寛
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４１２号
大阪府泉大津市豊中町２丁目３番43―201号、前住所大阪府泉大津市河原町６番57号
債務者　寺田　貴利
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４２６号
大阪府岸和田市土生町4061番地ルナパリス304号、前住所大阪市住之江区粉浜２丁目12番27号
債務者　中尾　隆文
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４２８号
大阪府和泉市いぶき野３丁目２番９―401号
債務者　奥野　勝巳
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４４６号
大阪府和泉市伯太町１丁目７番12―305号、住民票上の住所堺市南区原山台５丁１番15―108号
債務者　泉北加工こと　辻尾　隆之
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４５１号
大阪府泉南郡熊取町紺屋１丁目３番13号
債務者　高田　富子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４５６号
大阪府泉南郡田尻町大字吉見481番地マリンハイツ２号棟317号、前住所大阪府岸和田市箕土路町３丁目14番37号
債務者　西本　真吾
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４６１号
大阪府和泉市府中町２丁目２番７―409号
債務者　茶谷　昌利
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４８２号
大阪府泉佐野市高松北２丁目３番27―108号
債務者　小川　　瞳（旧姓池角）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４９２号
大阪府和泉市上町580番地の１―２棟605、前住所大阪府和泉市鶴山台二丁目２番26―503号
債務者　東江　恵子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４９５号
大阪府岸和田市別所町２丁目１番15―202号、前住所大阪府岸和田市上野町西10番19号
債務者　藤原　　泉
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４９６号
大阪府泉佐野市下瓦屋３丁目13番38号、前住所大阪府泉佐野市大木533番地の３
債務者　濱脇　定男（旧姓成尾）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４９８号
大阪府阪南市箱の浦399番地の105
債務者　城　　琴美
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５００号
大阪府和泉市伯太町６丁目２番１号たつみ荘203号、前住所奈良県北葛城郡上牧町下牧１丁目３番13号
債務者　八和田義美
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５０１号
大阪府貝塚市三ツ松1215番地３棟104号
債務者　井久保　功
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５０２号
大阪府貝塚市三ツ松1215番地３棟104号
債務者　井久保まゆみ
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５０５号
大阪府泉佐野市泉ケ丘２丁目４番３―106号、前住所大阪府泉南郡熊取町希望が丘３丁目12番15号
債務者　柴崎　基貴
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係